

第4章 各段階における対策

1 未発生期

＜未発生期＞

- 新型インフルエンザ等が発生していない状態
- 海外において、鳥等の動物のインフルエンザウイルスが人に感染する例が散発的に発生しているが、人から人への持続的な感染はみられていない状況

＜目的＞

- 発生に備えて体制の整備を行い、発生時の対応の周知を図る。

＜対策の考え方＞

- 1 新型インフルエンザ等は、いつ発生するか分からないことから、平素から、市行動計画等を踏まえ、都、関係機関等との連携を図り、対応体制の構築や訓練の実施、人材の育成等、事前の準備を推進する。
- 2 新型インフルエンザ等が発生した場合の対策等に関し、市民及び事業者の共通認識を図るため、継続的な情報提供を行う。

(1) サーベイランス（監視体制）・情報収集

国や都が行うサーベイランスに注視し、発生状況等についての情報を収集する。

- 都が行う感染症発生動向調査情報等に注視し、発生状況等について情報収集する。
(福祉部)

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等についての正しい知識など基本的な情報と、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の標準的な予防策について、市報や市公式ホームページ等により周知し、新型インフルエンザ等の発生時に混乱のないよう普及啓発を行う。

また、各発生段階に対応した適切な内容を伝えるため情報提供体制を構築する。

- 新型インフルエンザ等に関する基本的な情報及びマスク着用、咳エチケット、手洗い等の感染予防策について、市報や市公式ホームページ等により、普及啓発を行う。
(福祉部)
- 新型インフルエンザの感染様式（飛沫感染及び接触感染）と感染予防策を周知し、発生した場合は、都等からの情報に従って医療機関の受診をすることを事前に周知す

るとともに、マスク着用、咳エチケット、手洗い等、季節性インフルエンザに対しても実施すべき個人レベルの感染予防策の普及を図る。(福祉部)

- 事業者に対して、新型インフルエンザ等に関する情報提供を行う。(福祉部)
- 新型インフルエンザ等の発生時は、市民や事業者に感染拡大防止策の協力を求めること、また、政府が緊急事態を宣言した場合は、都知事が必要に応じて特措法に基づき不要不急の外出の自粛や施設の使用制限の要請等もあり得ることを事前に周知する。(福祉部)
- 高齢者や外国人など様々な対象者を想定し、発生段階ごとの効果的な広報内容、市の広報媒体について事前に検討し、広報手段を整備する。(子ども生活部、福祉部)
特に、新型インフルエンザ等の発生、都内での発生、政府の緊急事態宣言など、市民への重要な情報については、事前に検討しておく。(企画財政部、総務部、福祉部)

イ 関係機関への情報提供

市医師会及び東大和市薬剤師会(以下「市薬剤師会」という。)等の関係機関に対し、市の新型インフルエンザ等への対策について周知を行い、市行動計画への理解と協力を求める。

また、新型インフルエンザ等の発生時に関係機関と連携し、統一的な対応を図れるよう連絡体制を整備する。

- 市医師会等の関係機関と情報共有を図り、災害対応と同様の緊急連絡体制を整備する。さらに、訓練等を通じて連携をより緊密にしていく。(福祉部)
- 感染症ブロック協議会等を通じて、情報連絡体制を整備する。(福祉部)
- 教育委員会において、学校保健安全法等に基づき、平常時から学校医や保健所等と連携して、対応方針の共有化を図る。(学校教育部)
- 医療機関等については、適宜、市行動計画に関する説明をするなど、市の新型インフルエンザ等への対策の周知を図る。(福祉部)

(3) 市民相談

市民からの相談に備え、相談体制を検討し、必要な準備を行う。

- 生活福祉等の多様な市民からの相談に対応できるよう、発生段階に応じた相談体制について事前に検討し、必要な準備を行う。(福祉部)

(4) 感染拡大防止

対策のための準備として、マスク着用、咳エチケット、手洗い等の飛沫感染予防策、接触感染予防策等の徹底を図るとともに、発生時の感染拡大防止策を定めておく。

- マスク着用、咳エチケット、手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染防止対策の普及を図る。(福祉部)
 - 感染が疑わしい場合は、都の新型インフルエンザ相談センターに連絡し、医療機関を受診する際の注意事項についての助言を受けるよう説明し、体調が思わしくない場合には外出を控えるなど、感染拡大防止のための取組について理解促進を図る。(福祉部)
 - 市立小中学校においては、学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策に努める。(学校教育部)
- また、学校における感染予防策について、必要に応じ、私立学校に周知する。(総務部)
- 各発生段階における個人や事業者に対する感染拡大防止策の実施内容について、具体的な手順を定め、市民、事業者に周知し、理解を求める。(福祉部、関係各部)
 - 感染防護用品の備蓄を進める。(福祉部)

(5) 予防接種

ア ワクチン供給

ワクチン供給については、都と連携して円滑な受入体制を構築する。

- ワクチンの対象別必要数を把握する。(福祉部)
- 都と連携してワクチンの円滑な供給体制を構築する。(福祉部)

イ 特定接種

市は、市に属する新型インフルエンザ等対策の実施に携わる地方公務員について特定接種を実施し、国の行う登録事業者に対する特定接種について国からの求めに応じて必要な協力を行うことから、接種体制等を構築する。

- 市が実施主体となる特定接種の接種体制及び国からの求めに応じた支援体制を構築する。(総務部、福祉部)

ウ 住民接種

市は、特措法第 46 条又は予防接種法第 6 条第 3 項に基づき、市内に居住する者に対し、速やかにワクチンを接種することができるよう体制を構築する。

- 円滑な接種の実施のために、あらかじめ区市町村間で広域的な協定を締結するなど、必要な場合は居住する区市町村以外の区市町村における接種を可能にするよう努める。(福祉部)
- 速やかに接種することができるよう、市医師会、学校関係者等と協力し、接種に携わる医療従事者等の確保や接種の場所、接種の時期の周知・予約等、接種の具体的な実施方法について準備を進めるよう努める。(福祉部)

(6) 医療

ア 地域医療体制の整備等

新型インフルエンザ等の発生に備え、地域における医療体制について、保健所を中心として、市医師会等の関係機関と協議する。

- 新型インフルエンザ等の患者に対する医療に関して、感染症ブロック協議会等を活用し、医療体制の整備について協議する。(福祉部)

イ 新型インフルエンザ専門外来

都は、海外発生期から都内発生早期に新型インフルエンザの感染が疑われる患者を診察し、ウイルス検査の結果が判明するまでの経過観察を行う新型インフルエンザ専門外来を設置するため、これを担う医療機関をあらかじめ指定し、必要な整備及び支援を行う。市はこれに適宜協力する。

- 地域の実情や必要性に応じ、都が指定する感染症診療協力医療機関の他に、新型インフルエンザ専門外来を担う医療機関（休日急患診療所等を含む。）の指定について検討する。(福祉部)

ウ 一般医療機関

内科・小児科等、通常の季節性インフルエンザの診療を行う全ての一般医療機関は、平常時から院内感染防止への備えが必要である。そのため、あらかじめ、受付、待合室、外来、病棟などにおいて、一般の患者と発熱している患者の動線等を分離可能なものとしておくなど、新型インフルエンザ等の院内感染防止のための体制を整備しておくとともに、個人防護具など必要な医療資器材等を計画的かつ安定的に確保する。

また、診療継続計画の作成にも努める。

- 全ての一般医療機関において院内感染防止対策が進むよう、新型インフルエンザ等に関する知見等の情報提供を行う。(福祉部)
- 都内感染期においては、入院勧告体制が解除され、原則全ての医療機関が診療を担うことになるため、診療に必要な个人防护具等の備蓄の必要性について周知する。(福祉部)

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

市民に対して、食料や生活必需品の備蓄について奨励するとともに、高齢者、障害者等の要配慮者を事前に把握する。また、遺体の一時的な安置施設等について、検討する。

- 食料や生活必需品の備蓄の必要性について、市報や市公式ホームページ等により周知する。(福祉部)
- 高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、要配慮者の把握とともにその具体的手続を検討する。(福祉部)
- 一時的に遺体を安置できる施設等についての検討を行い、マニュアルを作成するなど、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(市民部、福祉部)

(8) 都市機能の維持

防犯・防災機能や行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、警察署、消防署及び消防団等と連携を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備する。

- 新型インフルエンザ等に関する情報共有、対策の推進を図るとともに、災害時の緊急連絡体制と同様に、全庁的な緊急連絡体制を整備する。(福祉部)
- 市行動計画に基づき、新型インフルエンザ等の発生時のBCP及び対応マニュアル等を整備する。(福祉部、関係各部)

2 海外発生期

＜海外発生期＞

- 海外で新型インフルエンザ等が発生した状態
- 国内では新型インフルエンザ等の患者は発生していない状態
- 海外においては、発生国・地域が限定的な場合、流行が複数の国・地域に拡大している場合等、様々な状況

＜目的＞

- 1 新型インフルエンザ等の国内侵入の状況等を注視しつつ、市内発生が遅延と早期発見に努める。
- 2 市内発生に備えて体制の整備を行う。

＜対策の考え方＞

- 1 新たに発生した新型インフルエンザ等の病原性や感染力等について十分な情報がない可能性が高いが、病原性・感染力等が高い場合にも対応できるよう、強力な措置をとる。
- 2 対策の判断に役立てるため、海外での発生状況、新型インフルエンザ等の特徴等に関する積極的な情報収集を行う。
- 3 市内発生した場合に早期に発見できるよう、市内の情報収集体制を強化する。
- 4 海外での発生状況について注意喚起するとともに、市内発生に備え、市内で発生した場合の対策についての的確な情報提供を行い、医療機関、事業者及び市民に準備を促す。
- 5 市内発生をできるだけ遅らせるよう努め、その間に、医療機関等への情報提供、診療体制の確立、市民生活及び経済活動の安定のための準備、プレパンデミックワクチンの接種の協力等、市内発生に備えた体制整備を急ぐ。

(1) サーベイランス（監視体制）・情報収集

新型インフルエンザ等の患者の発生を早期に発見し、新型インフルエンザウイルス等の特徴の分析や患者の臨床像を把握するため、患者の全数把握が必要になる。

また、感染拡大をできる限り遅らせるためにも、感染拡大の早期探知が必要であり、保育所や学校等における集団発生の探知を強化することが重要である。

国や都では、平常時において通年実施しているサーベイランスに加え、発生時は臨時的にサーベイランスを追加し、強化されるため、市は、国や都が行うサーベイランスに注視し、発生状況等についての情報を収集するとともに、発生の兆候がみられた場合には、市医師会との連携を強化する。

- 都が行う感染症発生動向調査情報等に注視し、発生状況等について情報収集するとともに、発生の兆候がみられた場合には、市医師会との連携を強化する。（福祉部）

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

新型インフルエンザ等に関する情報の混乱を防止するため、海外での発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、市報、市公式ホームページ等様々な広報媒体を活用した広報を行う。

- 府対策本部の設置後、速やかに、都対策本部が設置され、新型インフルエンザ等の発生並びに発生国への渡航者、帰国者への注意喚起及び都民への感染予防策の励行の呼び掛けや、新型インフルエンザ等に感染したことが疑われる場合に医療機関を受診する際の手順（まず、新型インフルエンザ相談センターに電話相談を行い、相談センターの指示や助言に従い、新型インフルエンザ専門外来を受診すること。）等についての周知が強化されるため、市は、適宜協力する。

また、発生状況などWHOや国の最新情報を市公式ホームページなどにおいて、市民や事業者へ情報提供し、注意喚起を行う。（福祉部）

- 国内で発生以降、発生段階に応じて国の基本的対処方針を踏まえ、事業者や市民に対し、施設利用者への手洗い、発熱等の症状がある施設利用者の利用制限、催物や不要不急の外出の自粛等の呼び掛けなど、必要に応じて感染拡大防止策の協力を求めることを周知する。（総務部、福祉部、関係各部）
- 政府が都を対象区域とする緊急事態を宣言した場合は、都知事が必要に応じて特措法に基づき、施設の使用制限や催物の開催制限、市民への外出自粛等を要請することもあり得ること、また、これに伴い平常時より一部サービスが低下することを事前に周知する。（総務部、関係各部）
- 外国人に対しては、関係団体等を通じて、情報提供する。（子ども生活部）
- 高齢者や障害者等に対しては、地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（福祉部）
- 必要に応じて、市対策本部を設置した場合は、新型インフルエンザ等への対策に係る情報を一元的に管理する。また、市全体の対応を分かり易くするため、市公式ホームページに掲載し、市民に周知する。（企画財政部）

イ 関係機関への情報提供

市医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、国内発生に備えた協力を要請する。

- 市医師会等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、国内発生後の対応策について協力を要請する。（福祉部）
- 都、保健所との連絡体制の強化を図る。（総務部、福祉部）

(3) 市民相談

海外において新型インフルエンザが発生した段階で、国はコールセンターを、都は新型インフルエンザ相談センターを速やかに開設し、新型インフルエンザに感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うとともに、保健医療に関する一般相談に対応する。

市においても、市民からの相談件数等を考慮し、速やかに新型インフルエンザ相談窓口を設置し、受診方法の相談のほか保健医療に関する相談等に対応する。

- 相談窓口を設置し、市民からの受診方法の相談や保健医療に関する一般相談に対応する。（福祉部）

(4) 感染拡大防止

市民や事業者に対して、感染予防策の周知を図るとともに、医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。

学校については、市内で発生した場合に備え、対応手順の確認を行い、臨時休業の基準の検討を行う。

- 医療関係者等に標準予防策等の徹底を呼び掛ける。（福祉部）
- 市立小中学校については、学校におけるマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底など感染予防策について確認する。市内での発生に備え、国の基本的対処方針を踏まえ、臨時休業の基準を検討する。（学校教育部）
また、必要に応じ、私立学校に情報提供する。（総務部）
- 市内発生に備え、国、都等の情報を収集し、市の方針等を検討する。（福祉部）

(5) 予防接種

ア ワクチン供給

プレパンデミックワクチンの有効性に関する情報やパンデミックワクチン製造に関する情報（種類・安全性）、ワクチン供給量、住民接種の際の優先すべき順位の基本的な考え方等についての情報を収集し、接種体制等について検討する。

- プレパンデミックワクチンの有効性やパンデミックワクチン製造に関する情報（種類・安全性）、ワクチン供給量等についての情報を収集し、接種体制等の準備を開始する。（福祉部）

イ 特定接種

国の決定に基づき、特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

- 国の決定に基づき、市が実施主体となる対象者等に対して、集団的な接種を基本として、本人の同意を得て、特定接種を行う。（総務部、福祉部）
- 必要に応じて、特定接種の登録事業者と連絡調整を図る。（福祉部）

ウ 住民接種

国は、必要な量のワクチンを確保し、速やかに供給する準備を行うとともに、予防接種法第6条第3項に基づく新臨時接種の実施について、発生した新型インフルエンザ等の疾病に関する情報を踏まえ、基本的対処方針等諮問委員会に諮った上で、決定する。

また、住民接種の際に優先すべき順位について、重症化しやすい者等の当該疾病に関する情報を踏まえ、基本的な考え方を決定する。

パンデミックワクチンが全国民に接種可能な量が製造されるまで一定の期間を要するが、一定程度の供給が可能になり次第、市は優先度の高い者から関係者の協力を得て、接種を開始するとともに、接種開始時期・接種場所等の接種に関する情報提供を開始する。

市は、事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、準備を開始する。

住民接種の実施に当たっては、関係機関と連携して、保健センター・学校など公的な施設の活用、医療機関に協力を依頼すること等により接種会場を確保し、原則として、市内に居住する者を対象に集団的な接種を行う。

- 国の要請に基づき、事前に定めた接種方法により、全市民が集団的な接種を基本として、円滑に住民接種が実施できるよう、準備を開始する。（福祉部）
- 緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定に基づく、新臨時接種として実施する。（福祉部）
- 緊急事態宣言がされている場合は、予防接種法第6条第1項の規定に基づく、臨時の予防接種として実施する。（福祉部）

(6) 医療

都の要請に基づき、感染症診療協力医療機関は、速やかに新型インフルエンザ専門外来を開設する。新型インフルエンザの感染が疑われる患者は、新型インフルエンザ相談センターからの紹介により、専門外来において受診することとなる。

なお、専門外来の開設場所は非公開となっている。

- 新型インフルエンザ等の海外での発生状況等の情報を医療機関等に対して情報提供する。(福祉部)
- 院内感染防止策等の情報を医療機関に提供する。(福祉部)

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の備蓄を推奨するとともに、消費活動の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。

- 食料や生活必需品の備蓄の必要性について、市報や市公式ホームページ等により周知する。(福祉部)
- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないよう、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(市民部、子ども生活部)
- 高齢者、障害者等の要配慮者への生活支援（見回り、介護、訪問看護、訪問診療、食事の提供等）、搬送、死亡時の対応等について、その具体的手続を引き続き検討する。(福祉部)
- 一時的に遺体を安置できる施設等について、引き続き検討を行うとともに、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(市民部、福祉部)

(8) 都市機能の維持

防犯・防災機能や行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、警察署、消防署及び消防団等と連携を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備する。

- 市行動計画等を確認し、国内での発生に備えた事業継続のための準備を依頼する。(福祉部)

3 国内発生早期

＜国内発生早期＞

- 東京都以外の国内のいずれかの道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態（都内では新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態）

＜目的＞

- 1 都内・市内での発生に備えた体制の整備を行う。
- 2 発生道府県の情報を収集し、適切に情報提供することにより感染拡大防止策を徹底する。

＜対策の考え方＞

- 1 都内・市内での発生に備え、国内での感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供・相談対応を行う。

(1) サーベイランス（監視体制）・情報収集

市は、引き続き、国や都が行うサーベイランスに注視し、発生状況等についての情報を収集するとともに、市立小中学校、保育所、幼稚園、子育て支援施設及び福祉施設等での発生情報について、迅速に情報収集する体制を構築する。

- 都が行う感染症発生動向調査情報等に注視し、発生状況等について情報収集するとともに、発生の兆候がみられた場合には、市医師会との連携を強化する。（福祉部）
- 学校、保育所等での発生情報について、収集体制を構築する。（関係各部）

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

他道府県で発生した新型インフルエンザ等に関する情報、発生状況を迅速かつ正確に情報提供するとともに、感染予防策、相談体制等について、市報や市公式ホームページ等を活用した広報を行う。

- 国内での新型インフルエンザ等の発生状況及び政府対策本部の国内発生早期への対策の移行について、市報や市公式ホームページにより市民に情報提供し、市民へ感染予防策の励行を呼び掛ける。（福祉部）
- 外国人に対しては、関係団体等の協力を得て、情報提供する。（子ども生活部）
- 高齢者や障害者等に対しては、地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（福祉部）

- 市対策本部を任意に設置した場合、新型インフルエンザ等への対策に係る情報等を一元的に管理する。また、市全体の対応を分かりやすくするため、市公式ホームページに掲載し、市民に周知する。（企画財政部）

イ 関係機関への情報提供

市医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、市内発生に備えた協力を依頼する。

- 医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、市内発生後の対応策について協力を依頼する。（福祉部）
- 都、保健所との連絡体制の強化を図る。（総務部、福祉部）

(3) 市民相談

都は、引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うことから、市は新型インフルエンザ相談センターの周知について協力するとともに、市民等からの相談に対応する。

- 引き続き、相談窓口において、新型インフルエンザ相談センターを周知するとともに市民からの相談に対応する。（福祉部）

(4) 感染拡大防止

学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

- マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける等の基本的な感染予防策の普及を引き続き推進する。（福祉部）
- 市立小中学校、保育施設、高齢者施設等の社会福祉施設に対し、感染予防策についての情報を適切に提供し、感染予防を徹底するよう呼び掛ける。（子ども生活部、福祉部、学校教育部）
- 発生した道府県の感染者の重症度等を国や都から情報収集し、都内発生後の市の感染拡大防止策の対応レベルを検討する。
また、感染リスクが高い施設について、国の方針に基づき市の方針等を決定し、市内発生時の対応を準備する。（福祉部、関係各部）

(5) 予防接種

ア ワクチン供給

プレパンデミックワクチンの有効性の判定や全市民分のパンデミックワクチンが製造されるまで、一定の期間を要するため、供給が可能になり次第、接種が開始できるよう準備を進める。

- プレパンデミックワクチンの有効性やパンデミックワクチン製造に関する情報（種類・安全性）、ワクチン供給量等についての情報を収集し、供給が可能になり次第、接種が開始できるよう準備を進める。（福祉部）

イ 特定接種

国の決定に基づき、特定接種対象者に対して、集団的な接種を行うことを基本に、本人の同意を得て特定接種を行う。

- 国の決定に基づき、市が実施主体となる対象者等に対して、集団的な接種を基本として、本人の同意を得て、特定接種を行う。（総務部、福祉部）
- 必要に応じて、特定接種の登録事業者と連絡調整を図る。（福祉部）

ウ 住民接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、予防接種法第6条第1項に規定する臨時の予防接種を実施する。

- 国の要請に基づき、事前に定めた接種方法により、全市民が集団的な接種を基本として、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。（福祉部）
- 緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定に基づく、新臨時接種として実施する。（福祉部）
- 緊急事態宣言がされている場合は、予防接種法第6条第1項の規定に基づく、臨時の予防接種として実施する。（福祉部）

(6) 医療

都の要請に基づき、感染症診療協力医療機関等において新型インフルエンザ専門外来が開設されており、患者の受入れが引き続き行われる。

感染拡大により、感染症指定医療機関等の新型インフルエンザ専門外来が飽和状態になる場合に備えて、市医師会と臨時の医療施設の設置等について調整を図る。

- 院内感染防止策等、必要な情報を引き続き医療機関に提供する。(福祉部)

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

食料・生活必需品の備蓄の推奨や購入時の適切な行動、高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、市内での発生、流行に備えた準備をする。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(市民部、子ども生活部)
- 高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備をする。(福祉部、環境部)
- 一時的に遺体を安置できる施設等について、引き続き検討を行うとともに、火葬又は埋葬を円滑に行うための体制を整備する。(市民部、福祉部)

(8) 都市機能の維持

防犯・防災機能や行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、警察署、消防署及び消防団等と連携を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備する。

- 市民生活や経済活動を支える市の事業を継続できるよう、市内での発生、流行に備えた対応を準備する。(関係各部)
- 市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて警戒活動を行うとともに、災害発生への対応などの防犯・防災機能を維持する。(総務部)

4 都内発生早期

＜都内発生早期＞

- 都内で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追うことができる状態

＜目的＞

- 1 都内での感染拡大をできる限り抑える。
- 2 患者に適切な医療を提供する。
- 3 感染拡大に備えた体制の整備を行う。

＜対策の考え方＞

- 1 感染拡大を止めることは困難であるが、流行のピークを遅らせるため、引き続き、感染拡大防止策等を行う。都内で発生した新型インフルエンザ等の状況等により、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言を行った場合、積極的な感染拡大防止策等をとる。
- 2 医療体制や感染拡大防止策について周知し、一人ひとりがとるべき行動について十分な理解を得るため、市民への積極的な情報提供を行う。
- 3 都内での患者数が少なく、症状や治療に関する臨床情報が限られている可能性が高いため、海外での情報収集に加えて、国内での情報をできるだけ集約し、医療機関等に提供する。
- 4 新型インフルエンザ等の患者以外にも、発熱・呼吸器症状等を有する多数の者が医療機関を受診することが予想されるため、医療機関での院内感染対策を実施するよう依頼する。
- 5 都内感染期への移行に備えて、医療体制の確保、市民生活及び市民経済の安定の確保のための準備等、感染拡大に備えた体制の整備を急ぐ。
- 6 住民接種を早期に開始できるよう準備を急ぎ、体制が整い次第実施する。

(1) サーベイランス（監視体制）・情報収集

市は、引き続き、国や都が行うサーベイランスに注視し、発生状況等についての情報を収集するとともに、市立小中学校、保育所、幼稚園、子育て支援施設及び福祉施設等における集団発生の把握を強化する。

- 都が行う感染症発生動向調査情報等に注視し、発生状況等について情報収集するとともに、発生の兆候がみられた場合には、市医師会との連携を強化する。（福祉部）
- 学校、保育所等での発生情報について、収集体制を強化する。（関係各部）

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

市民や事業者に対し、患者等の発生状況、感染予防策、相談体制等についての最新の情報を提供する。

- 感染拡大防止のために標準予防策の励行を市民に呼び掛ける。都内での発生状況など最新情報を市報や市公式ホームページ等において、市民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。また、患者等の個人情報の取扱いについては、患者等の人権に十分配慮するとともに、報道発表の際は誹謗中傷^{ひぼう}、風評被害をひきおこさないよう留意し、市の公表する情報内容が都内ではばらつき、混乱が生じることのないよう留意する。（福祉部）
- 事業者に対して、職場での感染拡大防止策の徹底を依頼する。
また、政府が都内を対象区域として緊急事態宣言をした場合は、施設の使用制限や催物の開催制限の要請等も有り得ることを事前に周知する。（総務部、関係各部）
- 外国人に対しては、関係団体等の協力を得て、情報提供する。（子ども生活部）
- 高齢者や障害者等に対しては、地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（福祉部）
- 市対策本部を設置した場合、新型インフルエンザ等への対策に係る情報等を一元的に管理するとともに、市の対応等について、市民に周知する。（企画財政部）

イ 関係機関への情報提供

市医師会等の関係機関に対し、迅速に情報提供を行うとともに、市内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。

- 医療機関等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、市内発生の対応及び都内感染期に備えた準備を依頼する。（福祉部）
- 都、保健所との連絡体制を強化する。（総務部、福祉部）

(3) 市民相談

都は、引き続き、新型インフルエンザ相談センターにおいて、新型インフルエンザ等に感染した疑いのある者に対し、受診先となる新型インフルエンザ専門外来の案内及び受診時の注意事項等の説明を行うことから、市は新型インフルエンザ相談センターの周知について協力するとともに、市民等からの相談に対応する。

また、市に寄せられた相談内容を市対策本部で共有し、必要な対応を講じる。

- 引き続き、相談窓口において、新型インフルエンザ相談センターを周知するとともに市民からの相談に対応する。（福祉部）
- 学校の臨時休業をはじめ、新型インフルエンザ等の発生の影響が考えられる市の業務の問合せについて対応する。
また、各部に寄せられた市民や事業者からの相談内容を市対策本部で共有し、必要な対策を講じる。（関係各部）

(4) 感染拡大防止

学校や高齢者施設等の社会福祉施設に対し、標準予防策等により感染予防を徹底するよう呼び掛ける。

市民、事業所及び社会福祉施設等に対し、正確な情報を提供し、感染予防の励行や従業員の健康管理等を勧奨する。

また、市の施設において、率先して感染予防策を実施する。

- 市立小中学校において、新型インフルエンザ等の疑い又は診断された児童・生徒等への対応について、保健所の指示による病院への搬送、接触者の健康管理、消毒等に協力するとともに、児童・生徒等へのマスクの着用など感染拡大防止に努める。
集団発生が見られた場合は、発症者の状況確認、児童・生徒の健康観察、臨時休業などの措置を講じる。
同じ地域や地域内の学校での流行が確認された場合は、学校内での発生の有無にかかわらず、必要に応じ、学校行事の自粛及び臨時休業を行うなどの感染拡大防止策を講じる。（学校教育部）
- 市民や事業者に対し、マスク着用・咳エチケット・手洗い、人混みを避ける、時差出勤の実施等の基本的な感染予防策等を勧奨する。（福祉部、関係各部）
- 国の基本的対処方針等や感染状況を踏まえ、感染リスクが高い施設に対する感染拡大防止策（発熱等の症状がある人の入場禁止、施設の使用制限及び休業）の協力を要請する。
また、市民に不要不急の外出の自粛を呼び掛ける。（総務部、福祉部、関係各部）
- 市の施設及び市が主催する催物において、率先して、発熱等の症状がある人の利用制限、マスク着用の徹底、施設の使用や催物の開催の制限や休止を行う。施設の利用方法や催物の変更内容の周知を徹底し、一部のサービスが低下することの理解と協力を依頼する。（関係各部）
- 市の施設内で業務を行う事業者には、各施設で行う感染拡大防止策の協力を依頼する。（関係各部）

(5) 予防接種

ア ワクチン供給

ワクチンの供給が可能になり次第接種を開始できるよう、引き続き準備を進める。

- プレパンデミックワクチンの有効性やパンデミックワクチン製造に関する情報（種類・安全性）、ワクチン供給量等についての情報を収集し、供給が可能になり次第、接種を開始できるよう、引き続き準備を進める。（福祉部）

イ 特定接種

市職員の特定接種対象者に対する接種の指示が国から出された場合は、集団的接種により、本人の同意を得て特定接種を行う。

- 国の決定に基づき、市が実施主体となる対象者に対して、集団的接種により、本人の同意を得て、特定接種を行う。（総務部、福祉部）
- 必要に応じて、特定接種の登録事業者と連絡調整を図る。（福祉部）

ウ 住民接種

事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施できるよう、引き続き準備を進める。

緊急事態宣言がされている場合は、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第46条の規定に基づき、臨時の予防接種を実施する。

- 国の要請に基づき、事前に定めた接種方法により、全市民が集団的な接種を基本として、円滑に住民接種が実施できるよう、引き続き準備を進める。（福祉部）
- 緊急事態宣言がされていない場合は、予防接種法第6条第3項の規定に基づく、新臨時接種として実施する。（福祉部）
- 緊急事態宣言がされている場合は、予防接種法第6条第1項の規定に基づく、臨時の予防接種として実施する。（福祉部）

(6) 医療

都の要請に基づき、感染症診療協力医療機関等において新型インフルエンザ専門外来が開設されており、患者の受入れが引き続き行われる。

感染拡大により、感染症指定医療機関等の新型インフルエンザ専門外来が飽和状態になる場合に備えて、引き続き、市医師会と調整を図る。

- 院内感染防止策等、必要な情報を引き続き医療機関に提供する。（福祉部）

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の備蓄の推奨や購入時の適切な行動、高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、市内での流行に備えた準備をする。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼び掛ける。(市民部、子ども生活部)
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する相談体制を検討する。(市民部)
- 行政手続上の申請等について、対面での機会を減らすよう検討し、大災害発生時に実施されている行政上の申請期限の延長について、都に対し情報の提供を求め、準備をする。(関係各部)
- 高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、都内感染期に備えた準備をする。(福祉部、環境部)

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生し、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、公共施設（市の施設等）を使用する準備を行う。

- 都と連携し、国内での重症化率、致死率等の情報収集を行い、都内感染期における死亡者の急増に備え、遺体の一時収容所として使用できる施設を検討する。(福祉部)
- 遺体収容所として必要な設備基準及び運用について確認する。(福祉部)

(8) 都市機能の維持

防犯・防災機能や行政機能を維持し、発生時の対応や事業を継続するため、警察署、消防署及び消防団等と連携を図るとともに、新型インフルエンザ等の発生時に、市民生活や事業活動を支える都市機能を維持できるよう準備する。

- 市民生活を支える市の事業を継続できるよう、BCPやマニュアル等を確認し、業務を実施する。(関係各部)
- 市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など防犯・防災機能を維持する。(総務部)

5 都内感染期

＜都内感染期＞

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態（感染拡大からまん延、患者の減少に至る時期を含む。）

＜目的＞

- 1 医療体制を維持する。
- 2 健康被害を最小限に抑える。
- 3 市民生活及び経済活動への影響を最小限に抑える。

＜対策の考え方＞

- 1 感染拡大を止めることは困難であり、対策の主眼を、都内発生早期の積極的な感染拡大防止策から被害軽減に切り替える。ただし、状況に応じた一部の感染拡大防止策は引き続き実施する。
- 2 状況に応じた医療体制や感染拡大防止策、ワクチン接種、社会・経済活動の状況等について周知し、市民一人ひとりがとるべき行動について理解できるよう、積極的な情報提供を行う。
- 3 流行のピーク時の入院患者や重症者の数なるべく少なくして医療体制への負荷を軽減する。
- 4 医療体制の維持に全力を尽くし、患者が適切な医療を受けられるようにし健康被害を最小限にとどめる。
- 5 欠勤者の増大が予測されるが、市民生活・経済活動の影響を最小限に抑えるため必要なライフライン等の事業活動を継続する。また、その他の社会活動をできる限り継続する。
- 6 受診患者数を減少させ、入院患者数や重症者数を抑え、医療体制への負荷を軽減するため、住民接種については、体制が整い次第速やかに実施する。
- 7 状況の進展に応じて、必要性の低下した対策の縮小・中止を図る。

＜保健医療に関する対策の細分類＞

都内感染期における対策の趣旨は、流行のピークをできるだけ低くし、新型インフルエンザ患者の健康被害を最小限に抑えるとともに、医療をはじめとした社会システム全体の破綻を回避することである。入院勧告体制が解除され、軽症患者の外来診療と、重症度に応じた入院医療への転換が行われる。

このため、都内感染期においては、通常で入院患者の受入れが可能な「都内感染期・第一ステージ（通常の院内体制）」から、特段の措置により病床を確保する「都内感染期・第二ステージ（院内体制の強化）」、「都内流行期・第三ステージ（緊急体制）」の3つに細分類し、記載する。

(1) サーベイランス（監視体制）・情報収集

都内感染期には、患者数は増加しており、これまでのサーベイランス等で患者の臨床像等の情報は十分蓄積されている。このため、患者の全数把握の必要性は低下し、医療現場の負担も過大となることから、重症者及び死亡者に限定した情報収集が重要となる。

市は、市内等の患者の発生状況、新型インフルエンザ専門外来の中止及びサーベイランスの変更等について、情報収集する。

- 都を通じて、患者の発生状況、新型インフルエンザ専門外来の中止及びサーベイランスの変更等について、情報収集する。（福祉部）
- 学校、保育所等での集団発生の情報を把握する。（関係各部）

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、医療体制を切り替えるため、健康相談や医療機関の受診のルールの情報提供を行う。

また、発生状況等の最新情報、感染予防策等について、市報や市公式ホームページ等の広報手段を活用して情報提供するとともに、市民や事業者に不要不急の外出や催物の開催等を控えるよう呼び掛ける。

さらに、食料・生活必需品等に関する情報提供を行い、社会不安の解消及びパニック防止に努める。

- 都内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなったことから、都内の対策が「都内感染期」に切り替わること、流行の警戒を呼び掛け、感染予防策の徹底、不要不急の外出や催物等の自粛など、感染拡大防止策の一層の協力を呼び掛ける。（総務部、福祉部）
- 国内及び都内での発生状況や、医療機関の受診のルールの変更など最新情報を市報や市公式ホームページにおいて、市民に情報提供し、風評等による混乱防止を図る。
また、患者等の個人情報^{ひぼう}の取扱いについては、引き続き、患者等の人権に十分配慮し、誹謗中傷、風評被害を引き起こさないよう留意する。（福祉部）
- 事業者に対して、市内の発生状況等を情報提供し、職場での感染拡大防止策の徹底、利用者への感染予防、催物等の自粛等を呼び掛ける。（総務部、福祉部）
- 外国人に対する周知が行き届くよう留意する。（子ども生活部）
- 高齢者や障害者等に対して、地域での周知等、きめ細やかな周知を図る。（福祉部）
- 新型インフルエンザ等の情報を一元的に管理するとともに、市の対応等について、市民に周知する。（企画財政部）

イ 関係機関への情報提供

市医師会等の関係機関に対し、都内感染期への移行、入院医療体制の転換などの新たな対応について、迅速かつ正確に情報提供するとともに、職員の欠勤を想定した事業や診療の継続を要請する。

- 市医師会等の関係機関に対し、最新情報を提供するとともに、院内感染防止の徹底や受診ルールの変更に伴う対応等を依頼する。（福祉部）
- 都、保健所との連携を強化し、情報共有を図る。（総務部、福祉部）

(3) 市民相談

新型インフルエンザ専門外来の設置を終了した後も、引き続き、相談窓口で市民等からの相談に対応する。相談体制は、病原性や感染力、一般医療機関での受入れ体制の整備、相談件数など、状況に応じて変更する。

また、市民や事業者に対し、学校の臨時休業をはじめ、集会等の自粛、市が実施するイベント、試験等の実施方法の変更や延期又は中止など、新型インフルエンザ等の発生の影響を受ける事業について、相談体制を強化する。

- 新型インフルエンザ等にかかる市民からの一般的な問い合わせに関し、引き続き対応する。（福祉部）
- 新型インフルエンザ等の発生により、イベントの開催や施設の利用等が変更になったものについては、市公式ホームページ等で周知を図るとともに、利用者からの問合せに対応する。（関係各部）

(4) 感染拡大防止

都内感染期へ移行した段階で、保健所による患者の濃厚接触者を特定しての措置（外出自粛要請、健康観察等）は中止されるため、広く市民や事業者に対し、感染拡大防止策の協力を依頼する。

なお、政府対策本部が都内を対象区域として緊急事態を宣言したときは、必要に応じ、都知事による不要不急の外出自粛の要請、施設の使用制限・催物の開催制限等の要請・指示等が行われることから、広く市民に周知する。

- 市民にマスク着用、咳エチケット、手洗い等の徹底や、不要不急の外出自粛を呼び掛け、感染拡大防止又は感染による従業員の不足により、様々なサービスが平常時より低下することの理解と協力を依頼する。

なお、政府が緊急事態を宣言した場合は、施設の使用や催物の開催の制限が実施されることを周知する。（総務部、福祉部）

(5) 予防接種

ア ワクチン供給

パンデミックワクチンの供給が可能になり次第、接種を開始する。

イ 住民接種

市において事前に取り決めた接種方法（接種場所や人員確保など）に基づき、円滑に住民接種を実施する。

緊急事態宣言がされている場合は、市において、国の基本的対処方針の変更を踏まえ、特措法第 46 条の規定に基づき、予防接種法第 6 条第 1 項に規定する臨時の予防接種を実施する。

(6) 医療

新型インフルエンザ等の診療を特別な医療提供体制で行うのではなく、内科や小児科など通常インフルエンザの診療を行う全ての医療機関で担うことになる。

このため、患者は新型インフルエンザ相談センター等を介さずに、直接受診し、入院が必要と判断された新型インフルエンザ等の患者については、全ての一般入院医療機関が受け入れる。

＜第一ステージ（通常の院内体制）＞

- 新型インフルエンザ等の患者の外来診療については、原則として、かかりつけ医が対応し、かかりつけ医において入院治療が必要と判断した場合には、重症度に応じて受入れが可能な医療機関への紹介又は搬送を行うよう、市医師会を通じて医療機関に周知する。（福祉部）
- 重症患者受入可能医療機関の機能を確保するため、市民に対し、外来診療についてはかかりつけ医への受診を促す。（福祉部）
- 国及び都と連携し、関係団体の協力を得ながら、患者や医療機関等から要請があった場合には、在宅で療養する患者への支援（見回り、食事の提供、医療機関への移送）や自宅で死亡した患者への対応を行う。（福祉部）

＜第二ステージ（院内体制の強化）＞

- 都は、入院医療機関に対して、通常の体制では入院受入が困難となった場合に院内の医療スタッフの応援体制整備、入院期間の短縮や新規入院、手術の一部中止及び延期などの特段の措置を講じるよう要請し、都内の入院受入体制の強化を図る。
市は、地域における医療確保計画等に基づく地区内の重症患者の受入れが可能な医療機関に対する支援について、市医師会や市薬剤師会に要請する。（福祉部）

＜第三ステージ（緊急体制）＞

- 入院治療が必要な新型インフルエンザ等の患者が増加し、都内医療機関の収容能力を超えたと判断した場合、都は、既存の病床以外に各医療機関の敷地内（院内の食堂や講堂など）に臨時スペースを暫定的に確保し、備蓄ベッドなどを配置することにより更なる患者の収容を図るよう、医療機関へ要請し、定員超過入院等を行う。また、区域内の医療機関が不足した場合、都が、医療体制の確保等のために臨時の医療施設を設置する場合には、市は、医療を提供するため、設置に協力する。（福祉部）
- 引き続き、市医師会、市薬剤師会に対し、地区内の重症患者受入可能医療機関に対する支援について要請する。（福祉部）

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

ア 市民生活を支える事業の継続

食料・生活必需品の購入に当たっての適切な行動、高齢者や障害者等の要配慮者への支援やごみ処理等について、対応する。

- 食料品・生活関連物資等の購入に当たって、食料品、生活関連物資等の価格高騰や、買占め及び売惜しみが生じないように、消費者や事業者の動向を把握し、必要に応じて、適切な行動を呼びかける。（市民部、子ども生活部）
- 生産、卸、小売団体、流通業者、運輸業者など、食料、生活必需品に係る事業者に安定的な供給を確保するよう都を通じて要請する。（市民部）
- 事業活動に支障が生じた中小企業に対する相談対応を行う。（市民部）
- 高齢者等の生活を支える介護事業者等に事業維持を要請する。（福祉部）
- 自治会等地域住民団体、ボランティア等に、高齢者や障害者等の要配慮者への支援について、協力依頼する。（子ども生活部、福祉部）
- 平常時のごみ処理の維持が困難な場合は、ごみの収集回数や処理について状況を把握し、市民及び事業者にごみの排出抑制について協力を要請する。（環境部）
- 国から行政手続上の申請期限の延長が通知された場合は、速やかに周知し、市民の権利利益を保護する。（関係各部）

イ 遺体に対する適切な対応

新型インフルエンザ等による死亡者が多数発生し、火葬場の火葬能力の限界を超えた場合、遺体を一時的に収容するため、公共施設（市の施設等）を使用する。

- 新型インフルエンザ等による死亡者数、火葬場の状況を把握し、火葬能力を超える場合に備え、遺体の一時収容所を確保し、適切に運用する。（福祉部）

(8) 都市機能の維持

指定地方公共機関をはじめ、ライフライン、公共交通機関等に対し、事業継続を要請する。

- 経済活動を支える市の事業を継続できるよう、BCPやマニュアル等より、業務を実施する。（関係各部）
- 市民の暮らしの安全・安心を守ることができるよう、必要に応じて警戒活動を行うとともに、災害発生への対応など防犯・防災機能を維持する。（総務部）

6 小康期

＜小康期＞

- 新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態
- 大流行は一旦終息している状況

＜目的＞

市民生活及び経済活動の回復を図り、流行の第二波に備える。

＜対策の考え方＞

- 1 第二波の流行に備えるため、第一波に関する対策の評価を行うとともに、医療資器材、医薬品の調達等、第一波による医療体制及び社会・経済活動への影響から早急に回復を図る。
- 2 第一波の終息及び第二波発生の可能性やそれに備える必要性について市民に情報提供する。
- 3 情報収集の継続により、第二波の発生の早期探知に努める。
- 4 第二波の流行による影響を軽減するため、住民接種を進める。

(1) サーベイランス（監視体制）・情報収集

国や都が行うサーベイランスを注視するとともに、市内の集団発生等の情報の把握に努める。特に新型インフルエンザ等の再流行及びウイルスの変異による病原性の変化に注意する必要がある。

- 国や都が行うサーベイランスに注視するとともに、新型インフルエンザ等の再流行を早期に探知するため、市内の学校等における集団発生の把握に努める。（福祉部、関係各部）

(2) 情報提供・共有

ア 市民及び事業者への情報提供

患者発生の状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息を市民に周知し、市民生活や経済活動の速やかな回復を図る。

また、第二波発生の可能性やそれに備える必要性を情報提供するとともに、情報提供のあり方について評価し、必要な見直しを行う。

- 都内の流行の終息を受け、対策が「小康期」に切り替えられるため、不要不急の外出や催物等の自粛など感染拡大防止策を解除について、市報や市公式ホームページ等において周知する。また、市民生活及び経済活動の速やかな回復や第二波の発生に備えることについて、市民や事業者に呼び掛ける。（福祉部）

- 事業者に対して、事業活動の速やかな回復を呼び掛ける。（福祉部、関係各部）
- 外国人に対しては、関係団体等の協力を得て、情報提供する。（子ども生活部）
- 高齢者や障害者等に対しては、地域での周知等、様々な媒体により情報提供を行う。（福祉部）
- 新型インフルエンザ等の情報の一元管理は、市対策本部の廃止とともに終了する。（企画財政部）

イ 関係機関への情報提供

市医師会等の関係機関に対し、患者発生状況や国の基本的対処方針の変更等を踏まえ、新型インフルエンザ等の第一波の終息及び「小康期」への移行について情報提供する。

また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持し、第二波に備えた体制の再整備等、対策の方針を伝達し、各機関等の現状を把握する。

- 市医師会等の関係機関に対し、市内の発生状況や国の方針など第一波終息の最新情報を提供する。
また、第二波発生の可能性に備え、情報提供体制を維持する。（福祉部）
- 都、保健所と連携し、情報共有を図る。（総務部、福祉部）

(3) 市民相談

状況をみながら、新型インフルエンザ相談窓口の体制を縮小、終了する。

- 相談件数の減少に伴い対応人員等を縮小、終了する。（福祉部）

(4) 感染拡大防止

小康期に移行したことから、感染拡大防止策の協力依頼を解除する。

- 流行の状況を踏まえ、感染拡大防止策の依頼を解除する。
また、流行の第二波に備えて、感染拡大防止策を見直し、改善に努める。（福祉部）

(5) 予防接種

第二波に備え、住民接種の未接種者に対し接種を勧奨する。

- 第二波に備え、住民接種の未接種者に対し接種を勧奨する。（福祉部）

(6) 医療

医療機関に対して平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。

- 医療機関に対して、平常の医療サービスが提供できる体制への速やかな復帰を呼び掛ける。（福祉部）
- 第二波に備えた医療用資器材等の使用状況の確認・準備を呼び掛ける。（福祉部）

(7) 市民生活及び経済活動の安定の確保

市民、事業者に、平常時の市民生活への回復を呼び掛ける。

- 市民、事業者に、平常時の市民生活への回復を呼び掛ける。（福祉部、関係各部）
- 遺体の一時収容所については、状況に応じて、縮小、閉鎖する。（福祉部）

(8) 都市機能の維持

市行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める。

- 市行政機能をできるだけ速やかに回復するよう努める。（関係各部）